

熊本県職員心とからだの健康管理指針

総務部 総務私学局 総務厚生課

(沿革) 平成22年 1月25日策定
平成25年12月 6日一部改正
平成30年12月 5日一部改正
令和 6年 4月 1日改正

1 指針の目的

職員一人ひとりが各々の能力を十二分に発揮できるよう、全ての職員が心身ともに健康であることが大切である。そのために、職員の心とからだの健康管理を職員とともに推進する。

2 現状と課題

熊本県職員は、度重なる災害対応を含め、日々多岐にわたる業務に取り組んでいる。

その様な中、心の健康状況については、メンタルヘルスに起因する疾患による休職者数は年々増加傾向であり、休職から職場復帰した職員のうち、復帰後1年以内に再休職する職員も増加傾向である。

ストレスチェックにおいても、令和5年度は、高ストレスと判定された職員の割合は7.9%であり、健康リスクが全国平均を超えた高ストレス所属は24所属という結果で、直近5年間を見ても増加傾向である。

からだの健康状況については、令和4年度定期健康診断結果の有所見率が84.0%であり、全国平均(令和3年度全国都道府県の地方公務員平均80.3%)よりも高い。また、要精密検査判定者の医療機関受診率は令和4年度が82.5%であり、約2割の職員が未受診である。

特定保健指導実施率は令和4年度が70.9%(法定報告値)であり、地方職員共済組合(以下、「地共済」とする。)の支部で5番目に高い実施率であるが、特定保健指導対象者の減少率21.7%(令和4年度法定報告値)は、地共済の平均24.0%(令和4年度法定報告値)より低い状況である。

3 対策

2に掲げた課題を解決するため、職員の健康管理は地方職員共済組合熊本県支部と連携(コラボヘルス)し、「心の健康管理(メンタルヘルス対策)」と「からだの健康管理」の二本の柱で実施する。

心の健康管理については「心の健康づくり計画」により、からだの健康管理については「第三期データヘルス計画」及び「第四期特定健康診査等実施計画」により対策を推進する。なお、各計画は令和6年度から令和11年度の6カ年計画とする。

4 目標

対策の効果を検証するため、以下のとおり令和11年度達成目標を設定し、毎年度評価を行う。

(1) 心の健康管理目標

- ①メンタルヘルスに起因する疾患による休職者数及び休職者のうち若手職員（39歳以下）数の減少

目標：休職者数：R4年度比5ポイント以上減少（R4：52人）

若手職員数：R4年度比5ポイント以上減少（R4：22人）

- ②メンタルヘルスに起因する疾患による30日以上休業者数及び休業者のうち若手職員（39歳以下）数の減少

目標：休業者数：R4年度比5ポイント以上減少（R4：93人）

若手職員数：R4年度比5ポイント以上減少（R4：39人）

- ③休職から職場復帰した職員のうち、復職後2年以内に再休職する職員数の減少

目標：R4年度比5ポイント以上減少（R4：11人）

- ④ストレスチェックにおいて高ストレス者率及び高ストレス所属割合の減少

目標：高ストレス者率：5.0%（R5：7.9%）

高ストレス所属割合：10.0%（R5：14.5%）

(2) からだの健康管理目標

- ①定期健康診断受診率

目標：100%を維持

- ②定期健康診断結果に係る有所見率の減少

目標：80%（R4：84.0%）

- ③健康診断で要精密検査判定者の精密検査受診率向上

目標：90%（R4：82.5%）

- ④健康診断で要治療判定者の医療機関受診率向上

目標：100%（R4：80.5%）

- ⑤特定保健指導実施率向上（地共済組合員のみ）

目標：81.7%（R4法定報告値：76.2%）

- ⑥特定保健指導対象者の減少率向上

目標：25%（R4法定報告値：21.7%）

5 指針の見直し

本指針は、各実施計画に基づく取組の成果や、社会情勢の変動、各種災害の影響の変化等により、目標や対策の見直しが必要となった場合は、本庁衛生委員会や産業医会議等の意見を聞いたうえで、見直しを行う。